

# ITS 研究会研究活動奨励賞選奨規程

(令和 3 年 7 月 2 日高度交通システム研究専門委員会議決)

- 第1条 電子情報通信学会定款第4条ホ項及びへ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- 第2条 高度交通システム研究会研究活動奨励賞（以下、ITS 研究活動奨励賞と略す）は、各年の高度交通システム研究会ならびに高度交通システム研究専門委員会（以下、ITS 研究専門委員会と略す）が総合大会及びソサイエティ大会で主催もしくは共催するセッションにおいて、第一著者として執筆し、かつ、当日発表を行った講演者のうち、多くの研究発表を行った講演者に対して授与される。ただし、共催、併催または連催の研究会において、他学会、他研究会として登録されている講演は除く。
- 第3条 ITS 研究活動奨励賞は、オーラル発表、ポスター発表等の発表種別は問わない。
- 第4条 ITS 研究活動奨励賞は、講演者の年齢や経歴に制限を設けない。
- 第5条 ITS 研究活動奨励賞は、本賞の受賞歴のある講演者が受賞しても差し支えない。
- 第6条 ITS 研究活動奨励賞は、賞状を授与する。
- 第7条 ITS 研究活動奨励賞の授賞者を選定するため、ITS 研究専門委員会内に ITS 研究活動奨励賞選奨委員会を設置する。ITS 研究活動奨励賞選奨委員会の審議にもとづき、授賞候補となる講演者を ITS 研究専門委員会へ推薦する。
- 第8条 ITS 研究活動奨励賞の授賞者は、ITS 研究専門委員会の議決をもって決定する。
- 第9条 ITS 研究活動奨励賞選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の具体的な選定方法については、別途定める。
- 第10条 この規程の改廃は、ITS 研究専門委員会の議決によって行う。
- 付則 この規程は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

ITS 研究活動奨励賞選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の選定方法

- ・ITS 研究活動奨励賞選奨委員会は、委員長 1 名、幹事 2 名、委員若干名によって構成する。
- ・ITS 研究活動奨励賞選奨委員会は、当該年の講演者の研究発表件数を集計し、3 件以上の研究発表を行った講演者を授賞候補者として選定し、ITS 研究専門委員会へ推薦する。
- ・発表件数の計数は当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日で行う。